

令和6年度さいたま市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	577,790	戸
(2) 年間総汚水処理水量	148,428,000	m ³
(3) 一日平均汚水処理水量	406,652	m ³
(4) 主要な建設改良事業 管きよ整備事業費	11,276,087	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	26,437,625	千円
第1項	営業収益	23,145,847	千円
第2項	営業外収益	3,291,764	千円
第3項	特別利益	14	千円
		支	出
第1款	下水道事業費用	25,307,153	千円
第1項	営業費用	23,086,263	千円
第2項	営業外費用	2,210,890	千円
第3項	予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,443,252千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額825,917千円、過年度分損益勘定留保資金436,474千円、当年度分損益勘定留保資金10,704,308千円及び繰越利益剰余金処分額476,553千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資 本 的 収 入			12,287,051 千円
第1項	企 業 債			11,068,800 千円
第2項	他 会 計 負 担 金			244,920 千円
第3項	国 庫 補 助 金			785,200 千円
第4項	負 担 金			183,828 千円
第5項	長 期 貸 付 金 返 還 金			4,111 千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入			192 千円
		支	出	
第1款	資 本 的 支 出			24,730,303 千円
第1項	建 設 改 良 費			13,378,039 千円
第2項	企 業 債 償 還 金			11,347,534 千円
第3項	長 期 貸 付 金			4,730 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1	資本的支出	1 建設改良費 指 扇 古 茂 塚 雨 水 調 整 池 整 備 事 業	930,000	6	60,000
				7	500,000
				8	370,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	沼影ポンプ場 圧送管整備事業	597,000	6	93,000
				7	360,000
				8	144,000
1 資本的支出	1 建設改良費	藤右衛門ポンプ場 外 2 施設 再構築事業	385,600	6	49,400
				7	336,200

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水道污水管工事	令和6年度から 令和7年度まで	130,000
下水道污水事業	令和7年度	519,000
下水道浸水対策事業	令和7年度	308,500
固定資産台帳作成業務	令和6年度から 令和7年度まで	4,807
下水道施設緊急修繕	令和6年度から 令和7年度まで	107,250
下水道施設緊急清掃業務	令和6年度から 令和7年度まで	23,650
下水道取付管工事	令和6年度から 令和7年度まで	272,250
公用車賃借料	令和6年度から 令和12年度まで	2,640

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	9,999,200	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	1,069,600			
合計	11,068,800			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,243,820 千円

(他会計からの補助金)

第11条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,862,987千円である。

(利益剰余金の処分)

第 1 2 条 繰越利益剰余金のうち 476,553千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 476,553 千円

令和 6 年 2 月 6 日 提出

さいたま市長 清 水 勇 人